

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 52 2015年7月4日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判は最高裁へ】

3ダム栃木訴訟は上告中

3ダム栃木訴訟は最高裁に上告中。1都5県の八ッ場ダムをストップさせる訴訟は、現在すべてが最高裁にゆだねられている。栃木県弁護士会は、6月8日、最高裁判所第三小法廷において、上告受理申立理由補充書1、及び上告審証拠説明書1及び証拠書類を郵送提出した。

上告受理申立理由補充書を提出

今回の補充書提出の趣旨は以下のものである。法律時報の平成26年6月号に「小特集 八ッ場ダム訴訟の論点—住民訴訟の新しい視点を探る」と題する特集が掲載されており、この小特集の論者は田村達久・早稲田大学教授、野呂充・大阪大学教授、人見剛・早稲田大学教授の3教授陣であった。3教授の各論考の論旨で共通するところは、「一連の八ッ場ダム住民訴訟東京高裁判決では、1日校長事件最高裁判決の射程に関する考察を誤っており、同最高裁判決から引き出された判断枠組みを八ッ場ダム住民訴訟に援用したり適用したりしたことは誤りである」、と指摘され、国土交通大臣が東京都など利根川流域の地方公共団体に発した納付通知に過大な拘束力を持たせるのは誤りである、とするものである。これらの論考からは、河川法63条1項に基づく国土交通大臣の納付通知に関しては、「著しく利益を受ける」の存否が争点であり論点であって、納付通知に「著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵が存するか否かではない」との結論が導かれている。

これまで原告らが主張してきたことと論旨が同じ

この法律時報に掲載された3教授の論旨は、3ダム栃木訴訟においてこれまで原告(控訴人・上告受理申立人)らが主張してきたことと論旨を同じくするものである。そのため、本補充書では3教授の論考を中心にして既に提出済みの上告受理申立理由の補充をおこなうことにしたものである。(補充書より引用)

詳細は八ッ場ダムをストップさせる市民の会ホームページ参照
<http://www.yamba.jpn.org/>

ハッ場ダム公聴会を体験した・・・

～ダム完成を熱望する民意はない～

ムダなダムをストップさせる栃木の会
事務局長 高橋 比呂志

ハッ場ダム建設用地の強制収用に向け、国土交通省は6月26日と27日、土地収用法に基づく公聴会を群馬県東吾妻町で開き、延べ約170人が傍聴しました。私は、両日の公述を傍聴し、27日に公述しました。

■■公聴会の仕組が茶番

そもそも公聴会の仕組が茶番です。この公聴会は、ハッ場ダム事業の起業者である国土交通省関東地方整備局が事業予定地を強制収用してよいかを、国土交通省土地収用監理室が判断するためのものですから、身内同士で行う「裁判ごっこ」であり、しかも用地は面積ベースで93%取得済みですから、最初から結論は見えています。こんな茶番の行政手続でふるさとを奪われるのは、憲法違反だと思います。

■■賛成派公述人は全員が公務員又は元公務員だった

両日の公述人は起業者を含め22組でした。起業者の意見がなぜ「一般の意見」（土地収用法第23条第1項）なのか不可解です。起業者以外の公述人の内訳は、ダム反対派が14組、ダム賛成派が7組でした。賛成派の公述人は以下のとおりです。地元の3人は議会関係者、下流都県の4人は行政関係者です。

氏名（敬称略）	肩書き
星河 由紀子	前・長野原町議会議員
豊田 銀五郎	長野原町議会議員
竹内 良太郎	前・長野原町議会議員
角田 守良	加須市副市長
市川 正三	元・埼玉県水資源課長
岩崎 康夫	埼玉県副知事
土屋 信行	東京都職員⇒江戸川区土木部長⇒公益財団法人 えどがわ環境財団理事長

ダム推進の旗を振る仕事の一環又は延長で役を引き受けたようにも見えます。

公務で公述した副市長と副知事を除いた5人の賛成派のうち、ダムを推進する立場の公人であったことを明かしたのは市川氏だけでした。ダムの完成を望む一般市民がいることを装うのは詐術ではないでしょうか。

■■無理矢理公述させられたと白状

豊田氏は、「(公述の時間は) 10分で良いと言ったが30分の時間をもらった」「本当は(公述を)正式に申し込んでいない」と正直な発言をしており、賛成派公述人を立てるためのダム事務所の工作があったと思われます。

■■賛成派の公述は詭弁のオンパレード

賛成派公述人の主張は、八ッ場ダムの効果が及ばない赤城山周辺での土石流被害の体験や節水型トイレのなかった時代の渇水被害の体験からダムの必要性訴えるような議論のすり替えばかりで、詭弁のオンパレードでした。

公益性が説明されない事業にふるさとを奪われる住民に対して「土地は死んだら持つていけない(土地に執着するなということ)」「土地収用は、争いを避けるための知恵」と冷たく言い放つ元土木職員の言葉が事の本質を表していると思います。

■■どちらが正しいかは「勝負あった」

反対派の地元住民からは、住み慣れたふるさとを奪われるやるせなさを切々と訴える公述がありました。

反対派公述人の主張は、データに裏付けられた理路整然としたものが多く、特に嶋津暉之・水源連共同代表は、八ッ場ダムの四つの目的(治水、利水、流水の正常な機能の維持、発電)のすべてが虚構であることを論証し、起業者に反論を求める質問をしましたが、起業者はまともに答えず、はぐらかしに終始しました。

そのほか、専門的知識を生かし、ダムサイトの地質や環境の面で問題があることを指摘した反対派もいました。

私は、カスリーン台風の再来にも内水氾濫にも被害軽減効果のないこと、費用対効果の計算が誤りであること、基本高水流量が虚構であること、栃木県への治水負担金の賦課は詐欺であること、水資源開発促進法、特定多目的ダム法は立法事実が消失していること、などを述べて八ッ場ダムに公益性がないことを訴えました。

反対派は、各人の特徴を生かして、よく健闘し、量的にも質的にも賛成派を圧倒したと思います。

■■事業の必要性の十分な説明なしに立ち退きを強いるのか

公述人は起業者へ質問ができます。しかし、公述時間内に限られ、公述後に起業者が文書で回答する義務はないというルールです。実際、起業者は、反対派からの多くの質問に対して、聞いていないことを答えて時間切れに持ち込む作戦をとりました。関東地方整備局職員の態度は、「質問には十分に答えないが、とにかく立ち退いてくれ」というものであり、許されないと思います。(了)

ムダなダムをストップさせる栃木の会 2015年度総会の記録

日時：2015年 5月22日(金) 18時～

場所：栃木県弁護士会館

司会：高橋比呂志事務局長

1. 開会挨拶

高橋信正代表

高裁判決以降、特段の動きはない。

少しでもよい判決が出ることを期待する。

2. 報告事項

(1) ストップさせる会の活動報告(2014年4月1日～2015年3月31日)

- ・2014/1/27 3ダム訴訟控訴審判決
 - ・2014/5/12 上告理由書・上告受理申立理由書を最高裁に提出
 - ・事務局だより No. 48～No. 50 3回発行
 - ・その他の活動
 - 2014/4/26 “ヤマナシ”お花見会(南摩ダム)(第17回自然観察会)
4団体共催30名参加
 - 5/19 2014年度総会(栃木県弁護士会館)
 - 10/25 “ヤマナシ”収穫祭(南摩ダム)(第18回自然観察会)
4団体共催20名参加
 - 12/14 ハッ場ダム住民訴訟10周年報告集会(1都5県連絡会主催) 栃木県からの報告(高橋比呂志事務局長)
- この間、全体弁護団会議(月1回)に大木副代表と高橋事務局長が出席

(2) これまでの訴訟活動の概要と今後の展望

大木一俊副代表から

- ・上告理由書と上告受理申立書以外の書面は提出していない。
- ・3教授の論考を基にした東京の補充書を栃木版に改定中。
- ・東京は補充書その6まで提出している。
- ・その3は伊方原発訴訟判決に関するものだが独立させなくてよいと思う。
- ・その4とその5は、重大明白に関するのなので、栃木には関係ない。
- ・その6は関係があるので独立させて提出する。
- ・利水については裁量違反について主張が欠けていないかチェックする。
- ・二つの補充書を5月中に作成してチェックし、6月には提出したい。
- ・一括して同じ法廷(又は大法廷)で審理するよう申し立てるかを24日の弁護団会議で検討することになるだろう。
- ・治水に関しては出し切った。利水に関してを検討する。

(3) 会計報告及び監査報告

葛谷理子・石川輝雄事務局次長

3. 活動報告及び会計報告承認の件

異議なく承認された。

4. その他

服部：思川開発事業について補充書の案を作成すべきか。

大木：検証作業は止まっており、県が水道ビジョンを作成して進めているので、書きにくい。

- ・事実問題だが、水需要と地盤沈下の近時の傾向について書くかを検討したい。
- ・大川先生の別訴での準備書面を流用したい。

- ・ 6月中に思川利水について案を作成するか。
- ・ (ダム建設予定地内の)植物の移植地の様子はどうか。

高橋：成功しているとは思えなかった。

大木：新しい弁護士にも現地を見てもらいたいのので、10月の観察会の日程を早めに流域の会と協議して決めたい。

5. 閉会挨拶

高橋比呂志事務局長

ムダなダムをストップさせる栃木の会
2014年度会計報告
(2014年4月1日～2015年3月31日)

【収入の部】

科 目	金 額(円)	備 考
会費		
現金	26,000	8件
振込み	123,000	32件
カンパ	2,000	2件
参加費	4,400	南摩ダム建設予定地観察会・参加費
前年より繰り越し	27,155	現金と振込口座の合計
合 計	182,555	

【支出の部】

科 目	金 額(円)	備 考
旅費		
裁判関係	102,000	弁護士会議(東京)出席のための旅費(弁護士・会員のべ16回)
事務用品費	1,996	紙代、封筒等
印刷費	1,100	事務局だより3回分印刷原紙代
通信費	15,170	事務局だより3回分送料
振込手数料	3,530	会費振込手数料等
負担金	0	報告集会等
観察会経費	2,760	観察会食材費等
会場使用料	0	
合 計	126,556	

収入合計 182,555円
支出合計 126,556円
収支差額 55,999円

次年度へ繰り越し 55,999円
(内現金: 27,255円、振込口座: 28,744円)

以上の通り会計報告します

ムダなダムをストップさせる栃木の会 代表 高橋信正
" 会計 葛谷理子

2014年度会計監査報告

所定の書類の提出を求め、収支計算につき監査した結果、帳簿、証拠書類、預金通帳等すべて適正に処理されていると認めます。

2015年 5月 2日

石川 輝 机

2015年度会費納入のお願い

2015年度(2015年4月1日～2016年3月31日)の会費納入していただきたく、振込用紙を同封させていただきました。どうかよろしくお願ひいたします。なお、カンパも大歓迎です。

南摩・西之入 環境保全地の現状

2015年4月



ここ 10 年の間、毎年春と秋にもっぱら南摩ダム建設予定地内の粟沢地区で自然観察会を行っていたが、第 19 回観察会を 4 月 25 日、西之入地区で初めて行った。4 団体の共催で参加者は 33 名。野鳥等を観察しながら林道を約 1 km 歩いた。水機構が作ったという「保全地」は上の写真のような日当たりのよい草地や樹林地、林縁部の沢、露岩地等であった。しかしこの林道はどこへも通じておらず、袋小路である。ダム本体工事が始まれば移植がうまくいったかどうか結果を確認する方法がない。「結果はいつでもよい」との考えが見え見えだ。

当日観察された生き物

野鳥：アオサギ、トビ、サシバ、アオゲラ、コゲラ、キセキレイ、イワツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、ヤブサメ、キバタキ、オオリ、シジュウカラ、ヤマガラ、ホシジロ、カラヒリ、キジバト

蝶：スズメゴトウ、ツマキチョウ、モンキチョウ、キチョウ、キタテハ、アカタテハ、サハチチョウ、ツバメシジミ、スキタニリシジミ、ヒメウラナシジミ

水生生物：エモンヒラタカゲロウ、シロタニカワカゲロウ、コカゲロウ、ヒゲナガカワトビケラ、コカクツツトビケラ、ナガレトビケラ、ニンギョウトビケラ、オオヤマカワゲラ、セスジミドリカワゲラ、ヤンマ、カガコンボ、ヘビトンボ、プラナリア

その他：アスマヒキガエル、タコガエル、カシカ、カマエナ、サワガニ

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町 472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000 円

郵便振替口座 00140-1-500609

なお、次回の観察会は 10 月 24 日(土)の予定。 (葛谷 理子)